

2025年3月31日

各位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 関西みらい銀行
株式会社 みなと銀行**手形・小切手の最終振出期限の設定等について**

りそなグループのりそな銀行(社長 岩永 省一)、埼玉りそな銀行(社長 福岡 聡)、関西みらい銀行(社長 西山 和宏)、みなと銀行(社長 武市 寿一)は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応として、手形・小切手の最終振出期限の設定および未使用の手形・小切手の買戻しを行います。

2021年6月に閣議決定された政府の「政府戦略実行計画」に「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しています。りそなグループとしても引き続き手形・小切手の電子化に向けた取り組みを推進し、お客さまのDX化を後押しします。

➤ 手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日に設定します

最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができなくなります。手形・小切手の振り出しや受け取りをされているお客さまはお取引先とご相談の上、代替手段をご活用ください。

➤ 未使用手形・小切手の買戻しの受付を2025年7月1日から開始します

インターネットバンキング等の代替サービス^{※1}をご契約のお客さま(新規申込を含む)を対象に2025年7月1日より買戻しの受付を開始します。買戻しの申し込み等の詳細については、2025年6月を目途に当社ホームページ^{※2}にてご案内します。

※1 当社が提供するインターネットバンキング、EBサービス、法人向けスマートフォンアプリ、法人キャッシュカードのいずれか

※2 https://www.resonabank.co.jp/hojin/tetsuduki/tegatakogitte_denshika.html

【買戻し対象の手形・小切手の概要】

	対象 手形・小切手
りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行	2023年1月16日から 2025年9月30日までの発行受付分
みなと銀行	2023年4月17日から 2025年9月30日までの発行受付分

以上